

令和5年8月18日

公 告

陸上自衛隊日本原駐屯地
業務隊長 高 橋 徹
(公 印 省 略)

防衛省陸上自衛隊日本原駐屯地における物品販売店の設置及び経営に関する業者の募集について

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地に所在する陸上自衛隊日本原駐屯地において、物品販売店の経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募に付する事項

- (1) 募集業種 物品販売（コンビニ） 1店舗
- (2) 営業場所 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地
日本原駐屯地 厚生センター内
- (3) 営業期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日
必要に応じ、一度に限り更新可能（最大10年）

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 「募集要領及び仕様書」の全記載事項を遵守できること。

3 設置方法

国有財産法第18条第6項の規定に基づく行政財産の使用許可

4 募集要領の配布

(1) 期間

令和5年8月18日（金）から令和5年8月31日（木）

(2) 配布方法

募集要領は陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページに掲載し、陸上自衛隊日本原駐屯地厚生科でも配布しています。

郵送をご希望の場合は、140円切手を貼付した封筒に宛先を明記の上、8月28日（月）午後5時必着で第5項4号の申込み先まで送付して下さい。

5 募集要領・仕様書説明会、現場説明会

- (1) 日 時：令和5年9月1日（金）午後2時
- (2) 場 所：陸上自衛隊日本原駐屯地厚生センター（武蔵館）図書室
- (3) 携行品：募集要領、仕様書、印鑑（認印可）
- (4) 申込先：陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊厚生科 河本 宛
〒708-1393 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地
TEL 0868（36）5151 内線583
FAX 0868（36）5151 内線381

※ 本説明会に不参加の業者は公募に応募できません。

参加希望の場合は、令和5年8月31日（木）午後5時までに、会社名、電話番号、出席者氏名（各業者2名以内）を電話またはFAXでご連絡下さい。

6 お問い合わせ先

第5項4号の説明会申込み先に同じ。

「陸上自衛隊日本原駐屯地における物品販売店の設置
及び経営」募集要領及び仕様書

陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊

募集要領

1 概要

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地に所在する陸上自衛隊日本原駐屯地において、隊員及びその家族の福利厚生の上昇に資するため、物品販売店の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

- (1) 所在地：岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地
- (2) 名称：陸上自衛隊日本原駐屯地

4 募集要領・仕様書説明会、現場説明会

- (1) 日時：令和5年9月1日（金）午後2時
- (2) 場所：日本原駐屯地厚生センター（武蔵館）図書室
- (3) 携行品：募集要領、仕様書、印鑑（認印可）
- (4) 申込先：陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊厚生科 河本 宛
〒708-1393 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地
TEL 0868(36)5151 内線583
FAX 0868(36)5151 内線381

※ 本説明会に不参加の業者は公募に応募できません。

参加希望の場合は、令和5年8月31日（木）午後5時までに、会社名、電話番号、出席者氏名（各業者2名以内）を電話またはFAXでご連絡下さい。

5 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

(2) 設置業種及び店舗数
物品販売店 1店舗

(3) その他
別添仕様書のとおり。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

手交又は郵送すること。なお、提出された書類は、返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書1部(別紙様式第1)

(イ) 企画提案書30部(別紙様式第2)

a 主な販売予定商品・販売価格表(別紙様式第3)

b 営業日及び営業時間

c 従業員管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置

d 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

e 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴

f クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

g 精算方法(電子マネー、プリペイドカード等)

h 対応するサービスの種類(ATM、公共料金支払等)

i 災害発生時の会社及び出店店舗の対応

j 防衛省における営業方針

k 会社概要(カタログ可)

l その他のアピールポイント

m 設置するショーケース等の機種等(別紙様式第4)

(ウ) 企画提案書付属書類5部

販売商品カタログ、店内レイアウト、その他企画提案書の具体的資料等(日本工業規格A4)

(エ) その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。(関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。)

a. 業務確約書(別紙様式第5)

b. 戸籍抄本(法人である業者にあっては、登記簿謄本)

c. 営業経歴書、財務諸表(直近のもの)

d. 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

e. 会社概要(任意様式、パンフレット可)

f. 印鑑証明書

g. 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し

(注) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

第4項4号の説明会申込先に同じ。

ウ 提出期限

令和5年9月29日(金) 15時必着

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考の方法

(1) 書類選考

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、「福利厚生施設設置検討委員会」及び「業者選考委員」の採点により業者を決定する。

ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点のものとする場合がある。

(2) プレゼンテーション

必要に応じてプレゼンテーションを依頼する場合があるが、その日程等は別途通知する。

ア プレゼンテーションの内容

(ア) 参加事業者ごとに開始時間を示す。

(イ) すでに提出している企画提案書等を用いてプレゼンテーションを実施する。

(ウ) パーソナルコンピューターの使用も可とする。

イ 持参するもの（必要とする場合）

パーソナルコンピューター（データはすべて内蔵ハードディスクに保存しておくこと。可搬記憶媒体の持ち込みは不可）

なお、プロジェクター及び接続コード類は当駐屯地で準備する。

8 決定業者の発表等

(1) 日時

令和5年10月30日（月）

陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊厚生科より直接連絡

(2) 業者決定後の説明会日時・場所

令和5年11月27日（月）午後2時から。

陸上自衛隊日本原駐屯地厚生センター内

9 業者決定後の提出書類

(1) 提出書類

国有財産使用許可申請書（別途通知）

(2) 提出先

申請書等の提出に同じ。

(3) 提出期限

別途通知

仕 様 書

- 1 業務件名
陸上自衛隊日本原駐屯地における物品販売店の設置及び経営
- 2 設置場所
日本原駐屯地厚生センター
- 3 業務内容
物品販売店の設置及び経営
- 4 使用許可面積
最大116.06m²
5. 使用可能電力
 - (1) 電灯 最大12kw (单相100V・200V)
 - (2) 動力 最大 3kw (三相200V)
 - (3) コンセント等が限られており、使用可能電力内であっても機材を設置できない場合があります。
- 6 業務期間
令和6年4月1日～令和11年3月31日
ただし、必要と判断した場合には10年を超えない期間で国有財産の使用許可を更新することができる。
なお、設備の設置及び撤去に要する期間は使用許可期間に含まれる。
- 7 国有財産使用料
国有財産の使用許可の相手方(以下、「丙」という。)は、中国四国防衛局長(以下、「乙」という。)に委託売店等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
国有財産使用料(令和5年度参考値)は、次のとおり。
厚生センター 年額約9,807円/m²
なお、国有財産使用料は歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納する。
- 8 費用負担
本業務に伴う費用は、丙の負担とし、光熱水料については、別途徴収する。
- 9 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
原則として毎日とするが、年末年始(12/29～1/3)等の長期休暇時は除く。それ以外は別途協議する。
 - (2) 営業時間
原則として、0700～2000までとし、それ以外は別途協議する。
 - (3) 駐屯地が必要と認めた場合は、営業時間の延長や休業日の営業を依頼することがある。また、事業者による営業時間、休業日等の変更も協議のうえ、実施することができる。

- 10 販売品目
日用品、食品等一般的なコンビニエンスストア商品を取扱い、かつ、営内者に必要な生活必需品、演習用品等を品揃えすること。
なお、酒類、たばこの販売については別途協議に応じ、検討すること。
- 11 その他の営業条件
(1) 低廉な価格、隊員のニーズに合ったサービスを提供するように努めること。
(2) 災害発生等不測事態の発生時には、営業時間の変更・物品販売品目の変更等に関する協議に対応可能であること。
- 12 丙の決定
本業務を行う者については、日本原駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。
- 13 国有財産の使用許可
(1) 本業務を行う者は、設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
(2) 国有財産の使用許可は、乙が行う。
(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
ア 国が使用財産を使用するとき。
イ 丙が使用許可条件に違反したとき。
(4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。
また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 14 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
(1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
(3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
(4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 15 名義使用の制限
丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。
- 16 管理責任
(1) 丙は、自らの責任において物品販売店を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
(2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

17 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

18 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員(以下、「甲等」という。)の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報(書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切)の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

19 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

20 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

21 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 物品販売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、毎日の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (10) 丙は、本業務の従事者に係る書類(履歴書(写し))、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

22 貸付品

- (1) 貸付品の使用料は、別途指示する。
- (2) 貸付品の引渡、管理、修理及び返納に要する費用は、丙の負担によるものとする。
- (3) 貸付品の返納後、丙が設置した場合には、退去の際に丙の負担により撤去するものとする。

23 その他

この公募に応募がなかった場合には、原則として防衛省共済組合が公募を行う。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地に所在する陸上自衛隊日本原駐屯地において、物品販売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書

会社名：

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）
b 営業日及び営業時間 平日 営業時間： 土曜日 営業：有・無 営業時間： 日祝日 営業：有・無 営業時間：
c 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
d 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
e 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴

f クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

g 精算方法（電子マネー、プリペイドカード等）

h 対応するサービスの種類（ATM、公共料金支払等）

i 災害発生時の会社及び出店店舗の対応

j 防衛省における営業方針

k 会社概要

(1) 本社所在地

(2) 設立年月日

(3) 資本金

(4) 社員数

(5) 店舗数

(6) 売上高

l その他のアピールポイント

m 設置するショーケース等の機種等(別紙様式第4)

※仕様が記載されたカタログ等を添付すること。（コピー可）

別紙様式第5

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊日本原駐屯地における物品販売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。